

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年9月25日提出
【ファンド名】	G A R S ファンド
【発行者名】	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菱田 賀夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【事務連絡者氏名】	上坪 直樹
【連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目1番1号
【電話番号】	03-6453-3610
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「GARSファンド」（以下「当ファンド」といいます。）について、信託を終了（繰上償還）することとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

（イ）信託の終了の年月日

2023年12月15日（予定）

（ロ）信託の終了に係る決定に至った理由

当ファンドは、以下の事由により、繰上償還することとなりました。

- ・「Global Absolute Return Strategies Fund Class D^{A, H, JPY}」（以下「主要投資対象ファンド」といいます。）の運用会社より、「主要投資対象ファンドの残高が大幅に縮小しており、意図したパフォーマンスが提供できていないこと等から、2023年11月24日付で主要投資対象ファンドを異なるファンドに吸収することを決定した」旨の申し出を受けたこと。
- ・これを受け吸収先ファンドを確認したところ、当該ファンドはファンド・オブ・ファンズに該当し、当該ファンドへの投資は一般社団法人投資信託協会の定める規則に抵触すること（投資信託協会規則「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」第8条第2号では、わが国の投資信託がファンド・オブ・ファンズに対して投資することを禁止しています。）から、主要投資対象ファンドへの投資を継続できないことが判明したこと。
- ・これらは、当ファンドの投資信託約款第39条第7項の規定（投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合）に該当するものと判断したこと。

（ハ）法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

- ・投資信託及び投資法人に関する法律第20条第2項を準用する投資信託約款第39条第7項の規定により、書面による決議は行いません。
- ・2023年9月25日に三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社のホームページアドレス（<https://www.smtam.jp/>）に当該信託の終了（繰上償還）に関するお知らせを掲載します。